

契約担当官

航空自衛隊第1航空団

会計隊長 伊藤 勝



「航空自衛隊第1航空団（浜松基地）におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する、随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者（郵送等）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
なお、本オープンカウンター方式に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

番号	種別	調達 番号	件名	納入 (履行) 場所	納期 (履行期限)	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一資格)	参加 条件	同等品申請 提出期限
1	役務	1空施設7-13	令和7年度水道水水质検査 外5件	契約相手方指定場所	契約締結日～ R8.3.31	R7.3.26	R7.4.10 12:00まで	R7.4.10 12:00	航空自衛隊基地等調達 オープンカウンター実施 要領第5条のとおり	なし	
2	役務	1空施設7-16	令和7年度特定建築物空気 環境測定	航空自衛隊浜松基地 及び浜松広報館	契約締結日～ R8.3.31	R7.3.26	R7.4.10 12:00まで	R7.4.10 12:00	航空自衛隊基地等調達 オープンカウンター実施 要領第5条のとおり	なし	
			以下余白								

詳細については、浜松基地HP掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼について」及びオープンカウンター方式の実施要領等によるほか、下記連絡先にお問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（仕様書等を公表している場合を除く。）

〒432-8551

静岡県浜松市中央区西山町無番地

航空自衛隊第1航空団（浜松基地）基地業務群会計隊契約班

電話053-472-1111 内線7041 FAX053-472-7735 担当 國谷

見積書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝

殿

申 込 者 住 所
会 社 名
代表者職位氏名

印

履行期間		契約締結日 ～ 令和8年3月31日		履行場所		契約相手方指定場所	
品 名 (件 名)	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考	
令和7年度水道水水質検査 (51項目)	仕様書のとおり	検体	2				
令和7年度水道水水質検査 (23項目南地区)	仕様書のとおり	検体	3				
令和7年度水道水水質検査 (22項目北地区)	仕様書のとおり	検体	3				
令和7年度水道水水質検査 (9項目)	仕様書のとおり	検体	16				
令和7年度水道水水質検査 (39項目原水)	仕様書のとおり	検体	4				
令和7年度水道水水質検査 (指標菌原水)	仕様書のとおり	検体	16				
	以下余白						
見積金額 ￥							
備 考 (辞退理由等)							
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。							

役務仕様書	作成部隊名	第1 航空団基地業務群施設隊		
	作成年月日	令和7年 3月13日		
	仕様書番号	施設役務7-11		

1 件名
令和7年度水道水水質検査

2 適用範囲
この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、水道水水質検査について適用する。

3 履行場所
契約相手方指定場所

4 履行期間
契約締結日～令和8年3月31日

5 引用図書及び各種関連法規等
次に示す、引用図書及び各種関連法規は、最新のものを適用し、契約対象となるものを、全て適用する。

(1) 水道法第4条及び第20条第1項

(2) 水道法施行規則第15条

(3) 水質基準に関する省令（厚労省令第101号、平成15年5月30日付）

(4) 水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（健水発第0330005号、平成19年3月30日付）

(5) 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（健水発第1010001号、平成15年10月10日付）

6 役務内容

(1) 水道法及び関連法規に基づく水質検査を行う。

(2) 水質検査項目及び予定数量等を次表に示す。

検査項目	予定数量及び予定月	備考
51項目	2検体：7月	水質検査項目については、別表に示す。
23項目（南地区）	3検体：4・10・1月	
22項目（北地区）	3検体：4・10・1月	
9項目	16検体：5・6・8・9・11 12・2・3月	
39項目（原水）	4検体：7・8月	
指標菌（原水）	16検体：5・8・11・2月	

(3) 水質検査要領等

ア 水道法に基づく登録水質検査機関が、水質検査を行う。

イ 検体採取容器については、契約相手方が用意し、官側に引き渡す。

ウ 契約相手方は、官側が採取した検体を回収し、水質検査する。

エ 水質検査を行う月及び項目については、官側が事前に示す。

オ 水質検査終了後、速やかに水質検査結果報告書を作成し、監督官に提出する。

7 検査
検査官による、水質検査結果報告書等の確認をもって完了とする。

8 提出書類

書類名	提出期限	部数	様式
水質検査結果報告書	水質検査終了後速やかに	2	任意

水道水水質検査項目

No.	項目名	規格	51項目	23項目 (南地区)	22項目 (北地区)	9項目	39項目 (原水)	指標菌 (原水)
1	一般細菌		○	○	○	○	○	
2	大腸菌		○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物		○				○	
4	水銀及びその化合物		○				○	
5	セレン及びその化合物		○				○	
6	鉛及びその化合物		○				○	
7	ヒ素及びその化合物		○				○	
8	六価クロム及びその化合物		○				○	
9	亜硝酸態窒素		○				○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○	○		○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○	○			○	
12	フッ素及びその化合物		○				○	
13	ホウ素及びその化合物		○				○	
14	四塩化炭素		○				○	
15	1,4-ジオキサン		○				○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○				○	
17	ジクロロメタン		○				○	
18	テトラクロロエチレン		○				○	
19	トリクロロエチレン		○				○	
20	ベンゼン		○				○	
21	塩素酸		○	○	○			
22	クロロ酢酸		○	○	○			
23	クロロホルム		○	○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○	○			
25	ジブロモクロロメタン		○	○	○			
26	臭素酸		○	○	○			
27	総トリハロメタン		○	○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○	○			
29	ブロモジクロロメタン		○	○	○			
30	ブロモホルム		○	○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	○			
32	亜鉛及びその化合物		○				○	
33	アルミニウム及びその化合物		○				○	
34	鉄及びその化合物		○				○	
35	銅及びその化合物		○				○	
36	ナトリウム及びその化合物		○				○	
37	マンガン及びその化合物		○				○	
38	塩化物イオン		○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○				○	
40	蒸発残留物		○	○	○		○	
41	陰イオン界面活性剤		○				○	
42	ジェオスミン		○				○	
43	2-メチルイソボルネオール		○				○	
44	非イオン界面活性剤		○				○	
45	フェノール類		○				○	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		○	○	○	○	○	
47	pH値		○	○	○	○	○	
48	味		○	○	○	○		
49	臭気		○	○	○	○	○	
50	色度		○	○	○	○	○	
51	濁度		○	○	○	○	○	
	大腸菌							○
	嫌気性芽胞菌							○

見積書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝

殿

申 込 者 住 所
会 社 名
代表者職位氏名

印

履行期間		契約締結日 ～令和8年3月31日		履行場所		航空自衛隊浜松基地及び浜松広報館	
品 名（ 件 名 ）	規 格		単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
令和7年度特定建築物空気環境測定	仕様書のとおり		回	6			
	以下余白						
見積金額 ￥							
備 考（辞退理由等）							
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。							

役務特記仕様書	作成部隊名	第 1 航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和 7 年 3 月 1 4 日
	仕様書番号	施設役務 7 - 1 4

- 件名
 令和 7 年度特定建築物空気環境測定
- 適用範囲
 この仕様書は、航空自衛隊浜松基地及び浜松広報館における、特定建築物空気環境測定について適用する。
 なお、本役務に必要な一般事項は、役務一般仕様書による。
- 履行場所
 航空自衛隊浜松基地及び浜松広報館（別図第 1 のとおり。）
- 履行期間
 契約締結日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- 引用図書及び各種関連法規等
 次に示す引用図書及び各種関連法規等は、最新のものを適用し、契約対象となるものを、全て適用する。
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条第 1 項、同法施行令第 2 条第 1 号及び同法施行規則第 3 条の 2
- 役務内容
 - 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、特定建築物の空気環境測定を実施するものである。
 - 測定日は、第 1 回目を令和 7 年 5 月を予期し、以降は、2 か月以内の測定間隔により計 6 日間行う。
 なお、細部日程については監督官と調整の上、決定する。
 - 測定時間は、基地立入時間（0 8 1 5～1 7 0 0）を原則とする。
 - 測定作業は、同日中に 2 度行い、これを 1 回の測定とする。
 - 測定対象施設及び測定場所を下表に示す。

測定対象施設	測定場所	測定点
0 0 2 4 1	地下階、1～3 階及び建物出入口付近 （測定点 1 3 箇所）	別図第 2 別図第 3
1 0 3 0 0	1～4 階及び建物出入口付近 （測定点 1 8 箇所）	別図第 4 別図第 5
浜松広報館	展示資料館 1～3 階、展示格納庫及び 建物出入口付近（測定点 1 7 箇所）	別図第 6
- 検査
 検査官による、報告書等の確認をもって完了とする。

8 提出書類

(1) 受注者は、下表の適用に示す●印の提出書類を、遅延なく監督官に提出する。

No.	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	作業前 までに	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3	※	腕章		必要数	
4		臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書		1	
6	●	工程表		1	
7		作業計画書		1	
8		使用材料納品書又は出荷証明書	その都度	1	任意
9	※	打合せ書		1	定型
10		発生材報告書及び発生材調書		1	
11		産業廃棄物管理票（A, B 2, D及びE票）の写し		1	任意
12	●	役務写真		1	
13	●	完成（完了）通知	完了後	1	定型
14	※	時間外入出門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
15		火気使用申請書	必要時	1	
16		給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

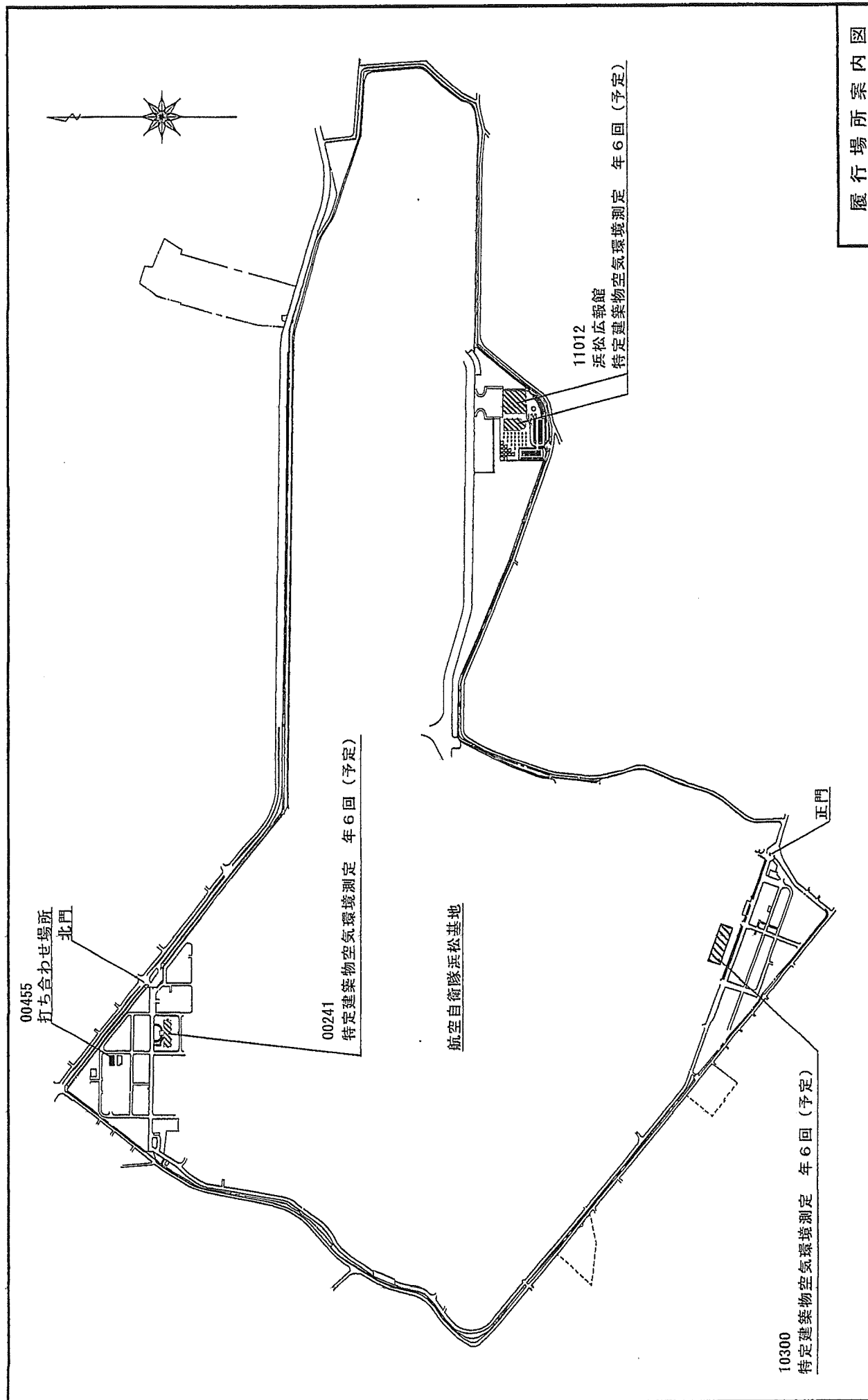
注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を、1部（写し可）を添付すること。

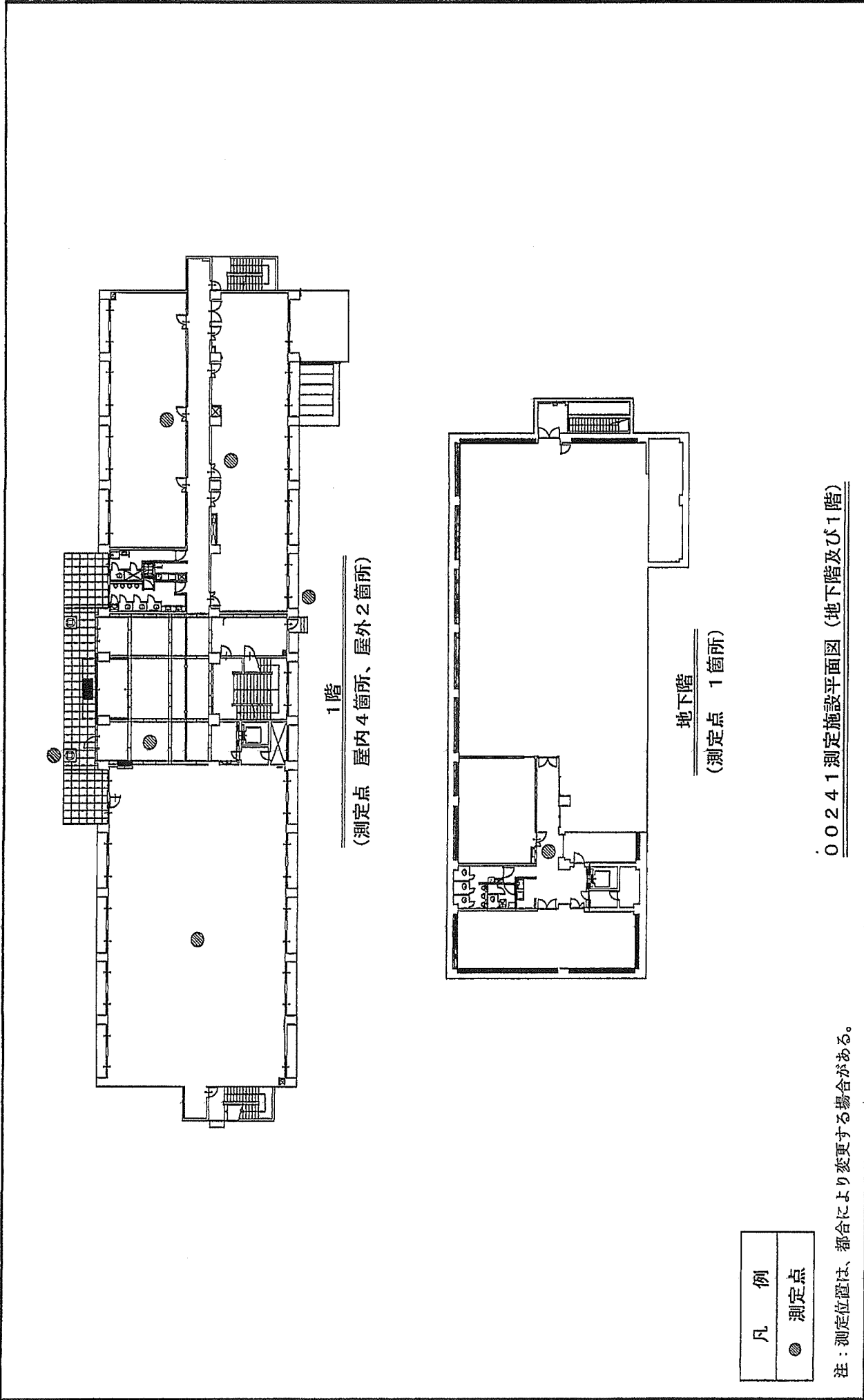
注記3 終了検査は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

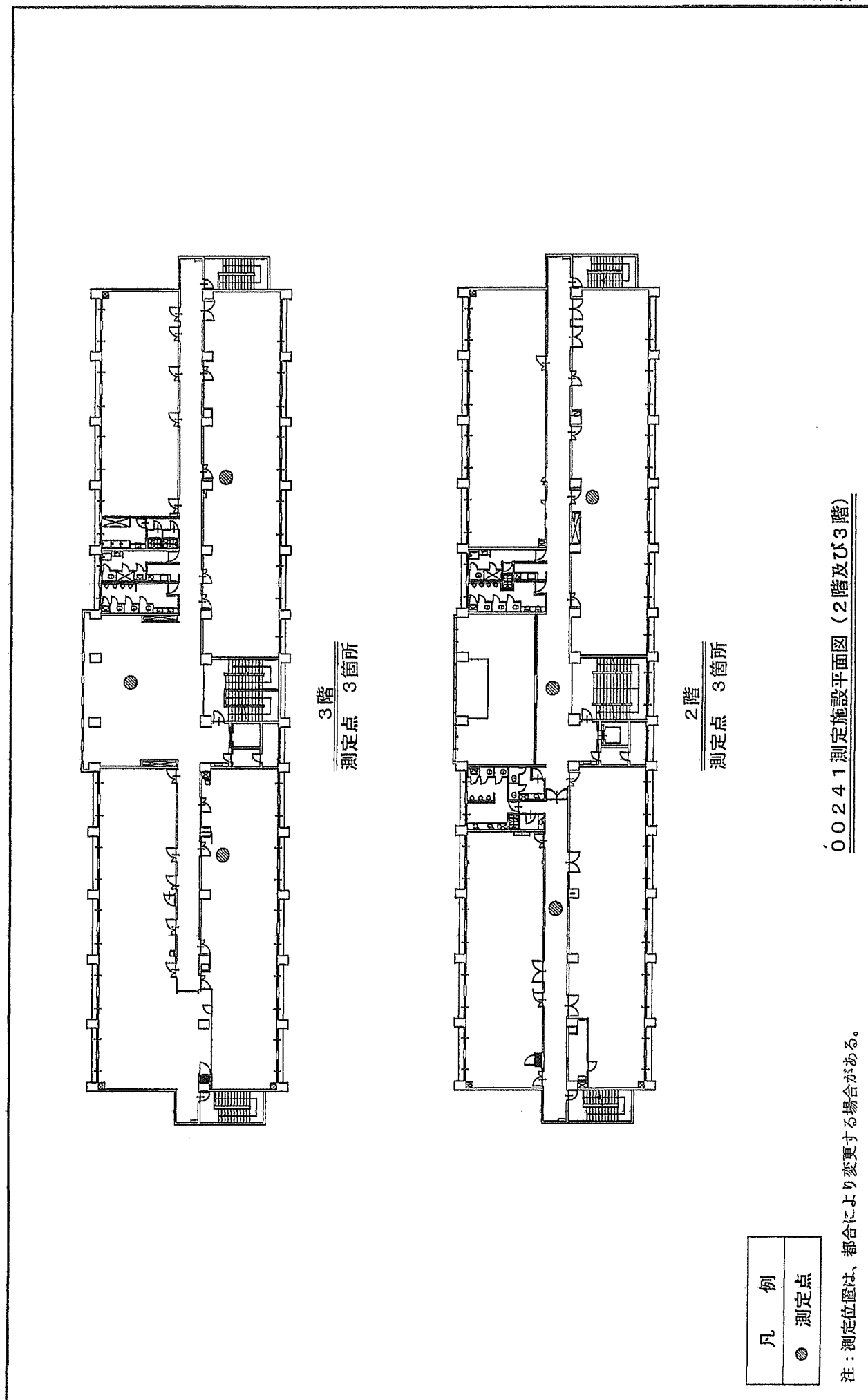
注記4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

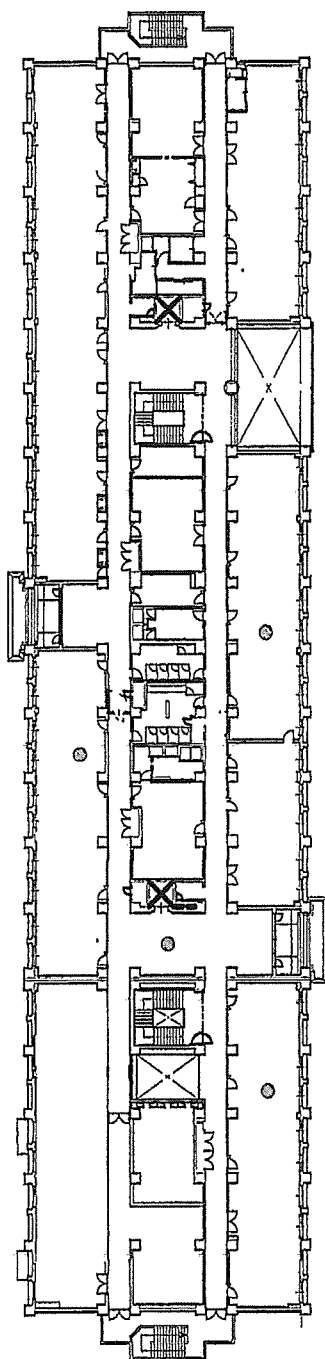
(2) その他の提出書類

書類名	提出期限	部数	様式
測定結果報告書	測定終了後速やかに	1	任意

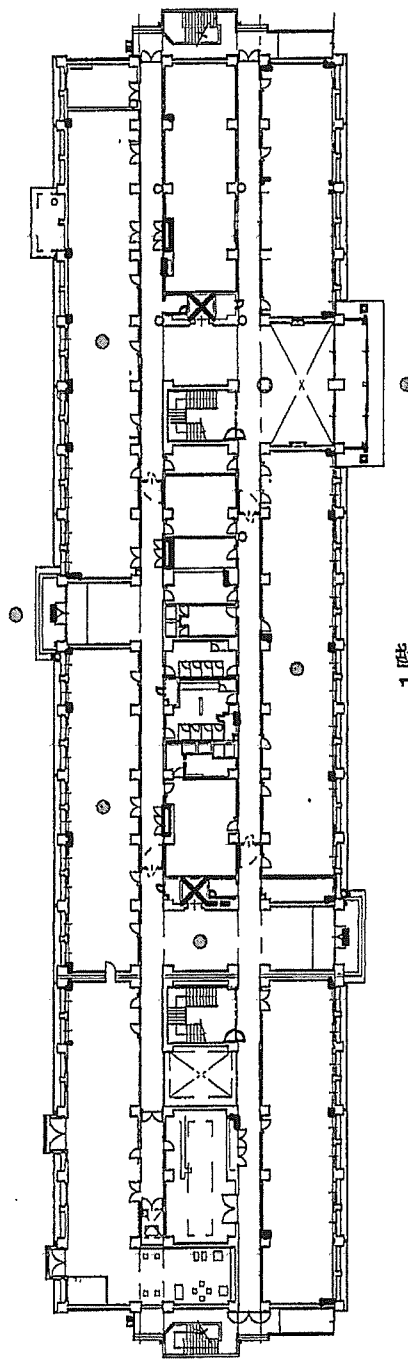








2階
(測定点 4箇所)

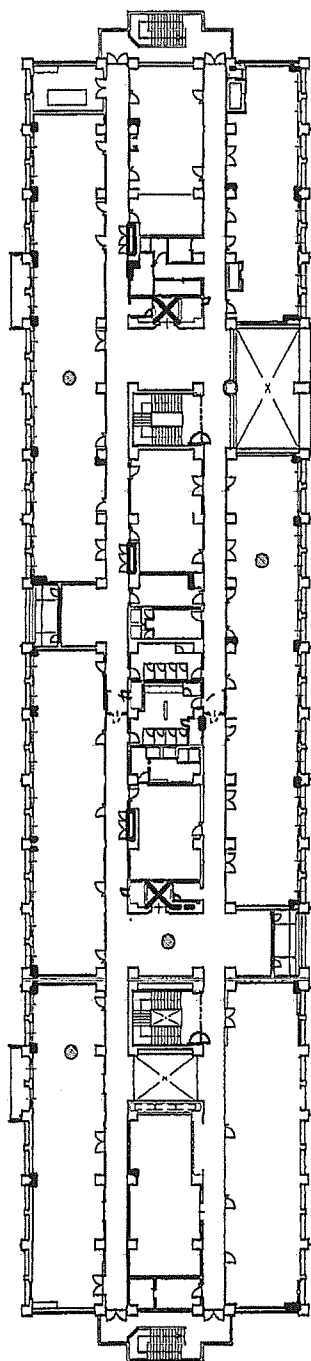


1階
(測定点 屋内4箇所、屋外2箇所)

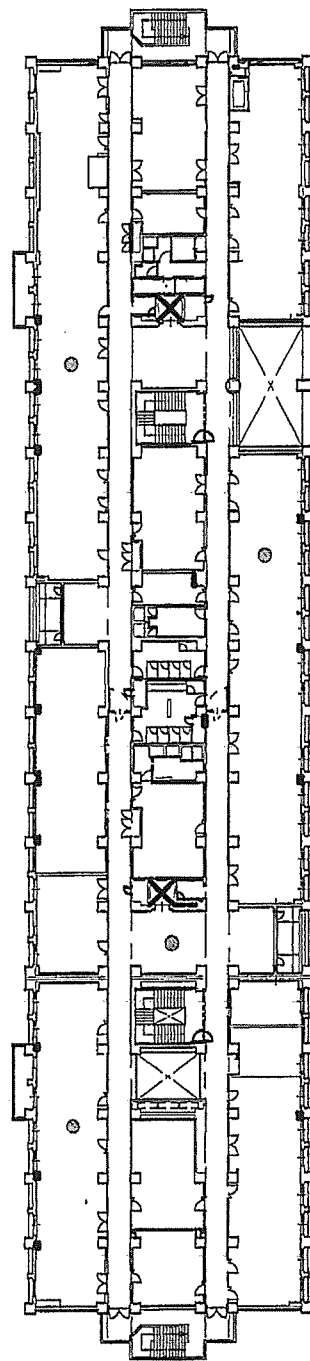
凡 例
● 測定点

注：測定位置は、都合により変更する場合がある。

10300測定施設平面図（1階及び2階）



4階
(測定点 4箇所)



3階
(測定点 4箇所)

凡 例
● 測定点

注：測定位置は、都合により変更する場合がある。

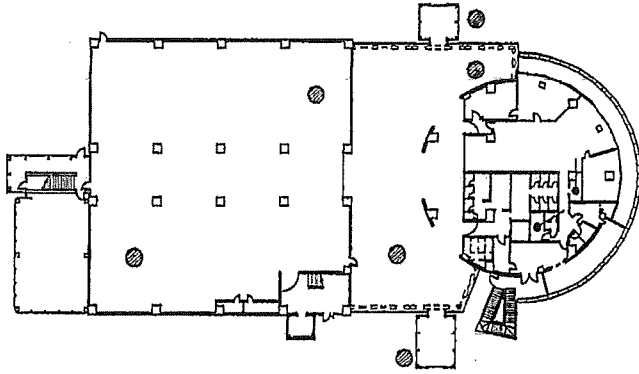
10300測定施設 平面図（3階及び4階）

浜松広報館測定施設平面図

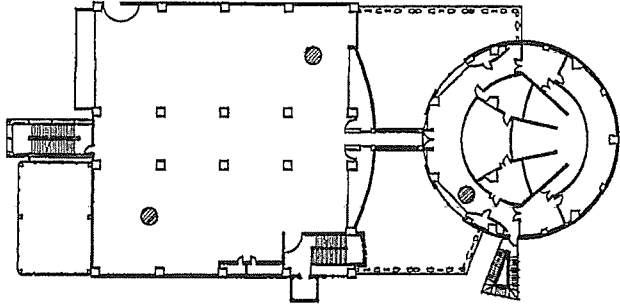
注：測定位置は、都合により変更する場合がある。

凡 例
● 測定点

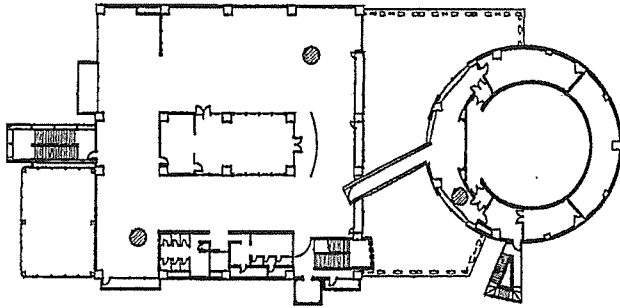
展示資料館 1 階
(測定点 屋内 4 箇所, 屋外 2 箇所)



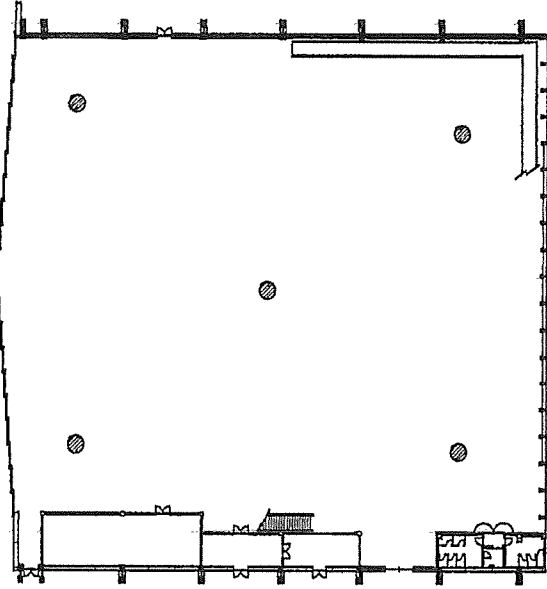
展示資料館 2 階
(測定点 3 箇所)



展示資料館 3 階
(測定点 3 箇所)



展示格納庫 1 階
(測定点 5 箇所)



役務一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和7年1月29日
	仕様書番号	施設役務6-81

1 適用範囲

(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における役務（国有財産管理に限る。）について適用する。

(2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において履行し、契約図書等は相互に補完する。

(3) 役務特記仕様書及び図に記載されているもののうち、本仕様書と相違がある場合は、役務特記仕様書及び図による。

2 一般事項

(1) 役務内容は全て、本仕様書、図及び引用図書に基づき履行し、その履行に対する監督官の指示に従う。

(2) 引用図書及び各種関連法規等は、特記仕様書による。

(3) 役務特記仕様書及び図の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務特記仕様書に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。

(4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。

(5) 契約図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製及び閲覧をさせてはならない。

(6) 役務写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。

3 発生材の取り扱い

(1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。

(2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。

4 検査等

役務特記仕様書による。

5 基地内における規程事項

(1) 注意事項

ア 役務関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。

イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。

ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。

エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。

オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。

カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではいない。
なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。

キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。

ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。

ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。

コ 作業に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、役務特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、０８時１５分～１７時００分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、ＩＣ型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本役務以外は使用目的としない。

7 提出書類

役務特記仕様書による。